

ぶぶの森ニュース 2019年12月号



環境に関する最新の話題をピックアップ してわかりやすくご提供していきます。



SOMPO ホールディングス | Innovation for Wellbeing 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された一般的な情報提供資料であり、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。特定の投資信託をお申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。



ECOトレンド

旬の情報をお届けするコーナーです。



★2050年における世界の食料需給見通しが公表されました

農林水産省は、今後想定される世界の気候変動の影響、人口増加、経済成長などのシナリオに基づき、「2050年における世界の食料需給見通し」を公表しました。

2050年の世界の食料需要量の見通しは、人口増加と経済発展により、2010年の1.7倍に増加します。地域別の変化では、日本の主要農作物の輸入先である北米等では、主要農作物の生産量と輸出量が増加する見通しです。アジアでは、米の生産量や輸出量は増加しますが、食生活の多様化等に伴い小麦、大豆の需要量が増大し、輸入量が増加する見通しです。また、アフリカと中東では、経済発展に伴う農業投資の増大により主要作物の生産量は増加しますが、人口増加等による需要量の増加を上回ることができず、輸入量が大幅に増加する見通しです。

★食品ロス削減月間/食品ロス削減の日が定められました

食品ロスの削減の推進に関する法律(略称:食品ロス削減推進法)が2019年10月1日に施行されました。この法律が施行される10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」に定められました(法第9条)。消費者庁は、農林水産省や環境省と共に、食品ロスの削減に向けた取り組みを推進しています。例えば、消費者庁は、食品ロス削減の啓発資材の提供として、学校等にパンフレットやポスターを配布しています。また、農林水産省は、飲食店等の食品ロス削減の好事例の公表等を行い、環境省は、親子向けのイベント等を企画しています。

出典:消費者庁「食品ロス削減の推進に関する法律」の施行及び本年10月の食品ロス削減月間について https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_loss_190924_0001.pdf (アクセス日:2019年11月12日)

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。



ECOインフォメーション

水害リスクライン

身近な箇所の危険度を明らかに

国土交通省では、上流から下流まで連続的に洪水の危険度が分かる「水害リスクライン」に よる水位情報を提供しています。

「水害リスクライン」は、概ね200m毎の水位の計算結果と堤防高との比較により、左右岸 別に上流から下流まで連続的に洪水の危険度を表示することを可能とするシステムです。浸水 想定区域や、川の状況が確認できるカメラ画像が表示されるなど、災害の切迫感を分かりやす く伝える取り組みの一つとして、活用が期待されています。

2019年6月中旬より、10水系の水位情報を市町村等向けに提供していましたが、9月11日 より対象水系を50水系に拡大し、一般向けの情報提供ウェブサイトの運用が開始しました。 今後、順次対象を拡大し、本年度中を目途に国が管理する全109水系で運用を開始する予定で す。

<水害リスクラインを活用した洪水予報・危険度の表示>



出典: 国土交通省、「水害リスクライン」により身近な箇所の危険度が明らかに~より身近な箇所の危険度を把握することで、 防災行動を円滑化~, http://www.mlit.go.ip/report/press/mizukokudoO4 hh 000108.html 国土交通省, 報道発表資料, http://www.mlit.go.jp/report/press/content/001307908.pdf 国土交通省, 水害リスクラインによる水位情報の提供, http://www.mlit.go.jp/report/press/content/001307906.pdf

(アクセス日:2019年11月12日)

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、 本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。

ECOインフォメーション

ナショナルサイクルルートの創設

政府が取り組む自転車活用推進計画

政府は、自転車活用推進法に基づいて平成30年に決定された「自転車活用推進計画」において、「自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成」「サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現」「サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現」「自転車事故のない安全で安心な社会の実現」の4つの目標を掲げ、様々な施策に取り組んでいます。

ナショナルサイクルルートの創設

国土交通省は、今年9月、この計画の一環として、自転車を通じて優れた観光資源を有機的に連携するサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図ることを目的として、ナショナルサイクルルート制度を創設しました。

同制度は、一定の水準を満たすサイクリングルートを、「ナショナルサイクルルート」に 指定するものです。ナショナルサイクルルートの指定要件は、「ルート設定」「走行環境」 「受入環境」「情報発信」「取組体制」という5つの観点から設定されています。

<ナショナルサイクルルートの指定要件の観点と考え方>

観点	考え方
1. ルート設定	サイクルツーリズムの推進に資する魅力ある安全なルートが設定されている
2. 走行環境	迷わず安心、安全に走行できる環境が整備されている
3. 受入環境	サイクリストのニーズに対応したサポートが充実している
4. 情報発信	必要な情報が容易に入手可能である
5. 取組体制	質の高いサイクリング環境を維持し、更なる向上を図るための継続的な取り 組み体制がある

第一次ナショナルルートの指定

11月、第一次ナショナルルートとして、茨城県のつくば霞ヶ浦りんりんロード、滋賀県のビワイチ、広島県と愛媛県を結ぶしまなみ海道サイクリングロードが指定されました。

環境にやさしいモビリティである自転車を活用したサイクルツーリズムの推進や、日本における新たな観光価値の創造、さらに、これを通じた地域創生が期待されます。

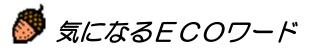
出典:

国土交通省, ナショナルサイクルルート制度, https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001307271.pdf

国土交通省, ナショナルサイクルルート, http://www.mlit.go.jp/road/bicycleuse/good-cycle-japan/national_cycle_route/

国土交通省, 自転車活用推進計画(平成30年), http://www.mlit.go,jp/road/bicycleuse/good-cycle-japan/jitensha_katsuyo/ (アクセス日: 2019年11月14日)

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。



(出所:各種資料をもとに SOMPOリスクマネジメント作成)

ESGファイナンス・アワード

環境省は、2019年10月にESG金融の普及・拡大に向けて、「ESGファイナンス・アワード」(環境大臣賞)の創設を発表しました。この賞は、ESG金融やグリーンプロジェクトに積極的に取り組み、環境・社会に優れたインパクトを与えた投資家・金融機関等や、環境関連の重要な機会とリスクを、企業価値向上に向けて経営戦略に取り込み、企業価値と環境ヘインパクトを生み出している企業の取り組みを評価・表彰し、社会で共有することを目的としています。投資家・金融機関に対しては、「投資家部門」「融資部門」「金融サービス部門」「ボンド部門」の4つの表彰部門を、企業に対しては、「環境サステナブル企業部門」の表彰部門を設定しています。2019年10月より募集を開始しており、表彰式は、2020年2月26日に開催予定です。

再エネ100宣言 RE Action

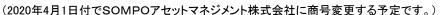
「再エネ100宣言 RE Action(アールイーアクション)」とは、企業、自治体、教育機関、医療機関等の団体が使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再エネ100%利用を促進する新たな枠組みです。2019年10月に、日本において多くの意欲的な団体が参加できる枠組みとして設立されました。参加要件としては、遅くとも2050年までに使用電力を100%再エネに転換する目標を設定し、対外的に公表することや、再エネ推進に関する政策エンゲージメントの実施、毎年の消費電力量・再エネ率等の進捗報告があります。「再エネ100宣言 RE Action」の活動を通じて、再エネ需要家の裾野を拡大し、再エネ価格の低廉化や、さらなる需要の増加という好循環を創出します。将来的には希望する全ての団体が、経済合理性をもって再エネを調達できる社会環境の構築を目指しています。

ブルー・エコノミー

「ブルー・エコノミー」は、地球に広がる海や川、湖などを守りながら、その恵みを経済成長に活かすというコンセプトをもつ言葉です。ブルー・エコノミーの定義は必ずしも統一されていませんが、共通認識として、海洋・内水面(河川、湖)の資源の有効活用と環境保全、これら水域に関連する社会経済開発の強化により、雇用創出や産業振興に裏打ちされた持続的な発展を目指すものと捉えられており、水産、海運・輸送、貿易、観光、エネルギー、環境など多岐にわたる分野を対象としています。約40カ国が海に面するアフリカでは、2016年の第6回アフリカ開発会議(TICADVI)でブルー・エコノミーの重要性が強調され、2018年11月にはケニアで、「持続可能なブルー・エコノミー国際会議」が開かれるなど注目されています。

ぶなの森ニュース 2019年12月号

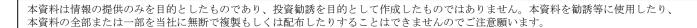
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社



問合先 TEL 0120-69-5432 (クライアントサービス第二部)

ホームページアドレス: https://www.sjnk-am.co.jp/

(2020年4月1日付でhttps://www.sompo-am.co.jp/に変更する予定です。)



損保ジャパン・グリーン・オープン 愛称 ぶなの森

<当ファンドの主なリスクと留意点>

≪基準価額の変動要因≫

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

■価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている 株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

■流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

≪その他の留意点≫

- ◆ クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ◆ ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。

損保ジャパン・グリーン・オープン 愛称 ぶなの森

くお客さまにご負担いただく手数料等について>

くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認ください

損保ジャパン・グリーン・オープン(愛称:ぶなの森)への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。

■購入時手数料

購入価額に<u>3.3%(税抜3.0%)を上限</u>として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■信託財産留保額

換金請求受付日の基準価額に0.3%を乗じた額です。

■運用管理費用(信託報酬)

ファンドの日々の純資産総額に対して<u>年率1.65% (税抜1.50%)</u>を乗じた額です。 運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の 最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

■その他の費用・手数料

以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。

- 監查費用
- 売買委託手数料
- ・ 外国における資産の保管等に要する費用
- 信託財産に関する租税 等
- ※ 上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
- ◆当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。



損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号 加入協会/一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社(以下、弊社)により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社において行います。